

茅ヶ崎市

～幼児教育・保育無償化のご案内～

新制度移行幼稚園、認定こども園、私学助成幼稚園、認可外保育施設、
一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病後児保育

①子育てのための施設等利用給付認定について

【1】 子育てのための施設等利用給付認定における認定区分

認定区分	対象となる児童	保育の必要性	利用施設
新1号認定	満3歳児～5歳クラスの児童	不要	私学助成幼稚園
新2号認定	3～5歳クラスの児童	必要	新制度移行幼稚園・認定こども園・私学助成幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等※ ※認可外保育施設、病後児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センターの利用
新3号認定	0～2歳クラスの市民税非課税世帯の児童		

【2】 「保育の必要性」とは

新2号・新3号認定を受けるためには、「保育の必要性」を満たしている必要があります。

保育の必要性の要件は、原則、認可保育所等の在園要件※と同様です。保護者のいずれもが、保育の必要性事由に該当する場合に、茅ヶ崎市が保育の必要性を認定します。また認定後も、月64時間以上の保育の必要な事由が継続している必要があります。保育の必要性が64時間未満の月については、認定の対象外となり、無償となりません。予めご承知おきください。

※就労（きょうだいの育児休業中も含む）、求職活動、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護（同居）、災害復旧、就学、虐待・DV

【3】 現況確認について

保育の必要性を確認するため、年に一度、要件に応じた必要書類を提出していただきます。詳細については実施時期が決定次第、お知らせいたします。

※新1号認定の方は、現況届の提出は不要です。

【4】 対象施設の確認

利用する施設・サービスが無償化の対象となるかどうかは、施設または施設が所在する自治体にご確認ください。本認定をもって、全てのサービスが無償となる訳ではございませんので、ご注意ください。

【5】 保育の必要性事由ごとの注意事項及び提出書類

新2号・新3号認定を受ける方につきましては、要件に応じて保育の必要性を認定しております。認定の継続性を確認するため、状況が変わった場合には、必ず以下の通り手続きをしてください。また、認定期間終了後も認定を希望する場合は、改めて申請書等の提出が必要となります。

要件	注意事項
就労	<p>提出した就労証明書の記載内容と異なる働き方になった場合は、速やかに就労証明書を再提出してください。</p> <p>派遣社員等、有期の雇用契約となっている場合、契約が更新となった際や勤務先が変わった際には、必ず就労証明書を提出してください。</p> <p>※ 自営業（補助を含む）や会社代表者の方は、開業届や戸籍謄本等の証明書類の添付が必要です。</p>
就労 ※きょうだいの 育児休業中	<p>認定期間は、育児休業の取得対象児童が1歳になる日を含む月の月末までです。復職したら、「復職証明書」を提出してください。</p> <p>ただし、取得対象児童が認可保育所等の入所申請をした結果、やむを得ず待機となり、育児休業を延長することとなった場合は、最大2歳になる日を含む月の月末まで認定期間を延長することができます。該当することとなった場合は、保育課までご連絡ください。</p>
求職活動	<p>認定期間は、認定開始日から60日を経過する日の属する月の末日で終了です。認定期間内に就労証明書の提出があった場合は、就労要件に切り替えて再度認定の審査をします。</p>
妊娠・出産	<p>現時点では、出産予定日に基づいて認定期間を決定しているため、出産日によっては認定期間が変更になる可能性があります。市民課へ出生届を提出する際は、必ず保育課窓口にもお立ち寄りください。</p>
疾病・障害 看護・介護	<p>提出した診断書や手帳の内容に変更があった場合は、診断書等を速やかに再提出してください。</p>
就学 その他	<p>申請内容に変更があった場合は、保育課までご連絡ください。</p>

※ 育児休業中の方は、新規に就労要件で新2号・新3号の認定を受けることは出来ません。

※ ひとり親家庭に該当する方は「ひとり親家庭に関する申立書」を証明書類と併せてご提出ください。

※ 申請書類・添付書類の様式は市役所保育課の窓口で配布しているほか、市HPからダウンロードすることも出来ます。



裏面もご覧ください

②利用方法（手続き）について（新2号・新3号認定を受けた方）

【1】 新制度移行幼稚園及び認定こども園（市内※）の預かり保育の利用料の無償化の方法 （現物給付）

市内の新制度移行幼稚園及び認定こども園の預かり保育を利用する方については、無償化対象額分の利用料のお支払いが不要になり、無償化対象額を超えた分の利用料を施設にお支払いいただくこととなります。市への手続は必要ありません。

※茅ヶ崎松若こども園及び松林こころえんは、償還払いとなりますのでご注意ください。

【2】 認可外保育施設等の利用料及び、新制度移行幼稚園（市外）と認定こども園（市外）、私学助成幼稚園の預かり保育の利用料の無償化の方法（償還払い）

利用料は、各施設へお支払いください。後日、保護者から保育課へ無償化分の利用料の請求をしていただきます。請求の手続は、次のとおりです。

(1) 必要書類 ※書式は茅ヶ崎市ホームページまたは保育課窓口にて配布

ア 施設等利用費請求書（償還払い用）[保護者が記入]

イ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書 [施設が記入]

イ-1 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
イ-2 特定子ども・子育て支援提供証明書

※施設によっては、イ-1とイ-2の2枚を利用している場合もあります。その場合は、必ずイ-1とイ-2の2枚セットでご提出ください。

※複数のサービスを利用した場合は、そのサービス分全ての領収書と提供証明書が必要です。

(2) 請求期日

3ヶ月毎に請求の機会を設けますので、期日までに手続をしてください。

	利用時期	申請締切日
第1期	令和6年4月～6月利用分	令和6年7月19日（金）
第2期	令和6年7月～9月利用分	令和6年10月18日（金）
第3期	令和6年10月～12月利用分	令和7年1月20日（月）
第4期	令和7年1月～3月利用分	令和7年4月18日（金）

複数の期の利用料をまとめて請求することも可能です。請求期限は利用日の2年後の同月末日までとなります。

例) 令和6年4月～令和6年9月までの利用分を、第2期でまとめて請求

(3) 請求先 保育課窓口（原則郵送不可）

【3】 新制度移行幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）及び私学助成幼稚園に在籍しながら、施設の預かり保育と認可外保育施設等を併用利用している方へ

在籍施設の預かり保育と、認可外保育施設等のサービスを併用して利用している場合、無償化の対象となるのは、原則、在籍施設の預かり保育の利用分のみとなります。

ただし、施設の預かり保育の実施日数が一定の基準を満たさない場合は、認可外保育施設等のサービスの併用利用分も、無償化の対象となります。（併用利用が無償化対象になるかは在籍施設により異なります。市HPをご確認頂くか、在籍施設にお問い合わせください。）

この場合、無償化上限額（月額）は、施設の預かり保育利用分と認可外保育施設等の利用分を合計して11,300円（16,300円）までとなりますので、ご注意ください。

なお、保育の必要性の要件は、認可保育所等の在園要件と同じです。

【4】 無償化上限額（月額）について

対象施設	保育の必要性	対象者	無償化上限額
幼稚園（私学助成幼稚園）	不要	3～5歳クラス （満3歳児も対象）	25,700円
幼稚園（新制度移行幼稚園） 認定こども園（幼稚園部分）			全額
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育 ※1	必要	3～5歳クラス （満3歳の市民税非課税世帯）	11,300円※2 （16,300円※2）
認可外保育施設等 ※3 （認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター ※4、病児病後児保育）	必要	3～5歳クラス （0～2歳クラスの市民税非課税世帯）	37,000円 （42,000円）

併用しても、無償化上限額は11,300円（16,300円）までとなります。

預かり保育利用分、認可外保育施設等利用分として、それぞれの金額の上限まで無償化されるわけではありませんので、ご注意ください。

- ※ 1 預かり保育の実施日数や時間が十分でない場合は認可外保育施設等との併用が可能です。
- ※ 2 預かり保育は日額単価 450円×利用日数により、実際の無償化上限額が決定します。
- ※ 3 対象となる認可外保育施設は、児童福祉法の規定に基づく届出がなされていることが前提です。
- ※ 4 送迎のみの利用は対象外です。

請求に必要な書類はこちら



【問い合わせ先】

事務担当 茅ヶ崎市 こども育成部 保育課 認定給付担当
 所在地 〒253-8686
 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
 電話 0467-81-7172（直通）